

平成27年度

松島町各種会計予算

松 島 町

目 次

松 島 町 一 般 会 計 予 算	1
松島町国民健康保険特別会計予算	1 1
松島町後期高齢者医療特別会計予算	1 7
松 島 町 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	2 1
松島町介護サービス事業特別会計予算	2 5
松 島 町 観 瀾 亭 等 特 別 会 計 予 算	2 9
松島町松島区外区有財産特別会計予算	3 3
松 島 町 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算	3 7
松 島 町 水 道 事 業 会 計 予 算	4 3

松島町一般会計予算

議案第 号

平成27年度松島町一般会計予算

平成27年度松島町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,866,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出

松島町長 大橋 健 男

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額										
1 町	税		1,557,460										
	1 町	民	税	559,578									
	2 固	定	資	産	税	764,321							
	3 軽	自	動	車	税	26,526							
	4 町	た	ば	こ	税	98,582							
	5 入		湯		税	42,366							
	6 都	市	計	画	税	66,087							
2 地	方	譲	与	税		47,801							
					1 地	方	揮	発	油	譲	与	税	15,100
					2 自	動	車	重	量	譲	与	税	32,700
					3 地	方	道	路	譲	与	税	1	
3 利	子	割	交	付	金		2,170						
						1 利	子	割	交	付	金	2,170	
4 配	当	割	交	付	金		5,788						
						1 配	当	割	交	付	金	5,788	
5 株	式	等	譲	渡	所	得	割	交	付	金		955	
											1 株	式	等
6 地	方	消	費	税	交	付	金		229,472				
								1 地	方	消	費	税	交
7 ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金		17,500		
										1 ゴ	ル	フ	場
8 自	動	車	取	得	税	交	付	金		9,345			
									1 自	動	車	取	得

9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		13,678
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,678
10 地方特例交付金		5,600
	1 地方特例交付金	5,600
11 地方交付税		3,511,780
	1 地方交付税	3,511,780
12 交通安全対策特別交付金		2,118
	1 交通安全対策特別交付金	2,118
13 分担金及び負担金		39,774
	1 負担金	39,774
14 使用料及び手数料		88,195
	1 使用料	59,031
	2 手数料	29,164
15 国庫支出金		1,993,404
	1 国庫負担金	1,688,146
	2 国庫補助金	301,634
	3 委託金	3,624
16 県支出金		377,316
	1 県負担金	165,055
	2 県補助金	163,277
	3 委託金	48,984
17 財産収入		5,037
	1 財産運用収入	5,035
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		2

款	項	金額
	1 寄附金	2
19 繰入金		4,385,187
	1 特別会計繰入金	4
	2 基金繰入金	4,385,183
20 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
21 諸収入		183,618
	1 延滞金、加算金及び過料等	500
	2 町預金利子	50
	3 貸付金元利収入	86,244
	4 受託事業収入	5,983
	5 雑収入	90,841
22 町債		359,800
	1 町債	359,800
歳入	合計	12,866,000

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		115,079
	1 議会費	115,079
2 総務費		1,096,889
	1 総務管理費	919,212
	2 徴税費	104,660
	3 戸籍住民基本台帳費	37,158
	4 選挙費	24,268
	5 統計調査費	9,911
	6 監査委員費	1,680
3 民生費		1,530,820
	1 社会福祉費	1,090,459
	2 児童福祉費	440,350
	3 災害救助費	11
4 衛生費		415,233
	1 保健衛生費	194,142
	2 清掃費	221,091
5 労働費		48,719
	1 労働諸費	48,719
6 農林水産業費		430,150
	1 農業費	163,541
	2 林業費	46,607
	3 水産業費	220,002
7 商工費		213,203
	1 商工費	213,203

款	項	金額
8 土 木 費		6,028,050
	1 土 木 管 理 費	126,625
	2 道 路 橋 梁 費	3,214,816
	3 河 川 費	3,585
	4 港 灣 費	61
	5 都 市 計 画 費	2,638,306
	6 住 宅 費	44,657
9 消 防 費		247,514
	1 消 防 費	247,514
10 教 育 費		595,240
	1 教 育 總 務 費	106,999
	2 小 学 校 費	124,614
	3 中 学 校 費	45,793
	4 社 会 教 育 費	90,184
	5 保 健 体 育 費	150,054
	6 幼 稚 園 費	77,596
11 災 害 復 旧 費		1,594,662
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,593,162
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	500
12 公 債 費		540,441
	1 公 債 費	540,441
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	12,866,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小企業小口融資平成27年度貸付分損失補償	平成27年度から 平成35年度まで	600千円
中小企業振興融資平成27年度貸付分損失補償	平成27年度から 平成40年度まで	4,200
平成26年産米概算金下落に伴う営農支援金利子補給金	平成28年度から 平成32年度まで	100
平成27年度貸付合併処理浄化槽設置等改造資金利子補給金	平成28年度から 平成32年度まで	325
平成27年度貸付合併処理浄化槽設置等改造資金損失補償	平成27年度から 平成32年度まで	融資元本の最終償還期限後、約定に基づき期限を経過しても、なお元本及び延滞利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
避難施設用地賃借	平成28年度から 平成46年度まで	10,241
自動車リース	平成28年度から 平成34年度まで	26,985
複写機リース	平成28年度から 平成32年度まで	2,420
印刷機リース	平成28年度から 平成32年度まで	2,395
公的個人認証機器リース	平成28年度から 平成32年度まで	663
電気マッサージ機リース	平成28年度から 平成32年度まで	982
自動紙折機リース	平成28年度から 平成32年度まで	370
公共土木積算システムリース	平成28年度から 平成32年度まで	17,160
校務システムリース	平成28年度から 平成32年度まで	29,094

事 項	期 間	限 度 額
教育用パーソナルコンピュータリース	平成 2 8 年 度 か ら 平成 3 2 年 度 ま で	千円 2 5 , 4 3 4
自動体外除細動器リース	平成 2 8 年 度 か ら 平成 3 2 年 度 ま で	8 1 6
バスリース	平成 2 8 年 度 か ら 平成 2 9 年 度 ま で	4 , 2 7 4
機械警備業務 (松島パノラマハウス)	平成 2 8 年 度 か ら 平成 3 2 年 度 ま で	1 , 4 4 9
文化観光交流館指定管理業務	平成 2 8 年 度 か ら 平成 3 2 年 度 ま で	9 2 , 5 9 2
保育所給食栄養管理業務	平成 2 8 年 度 か ら 平成 3 2 年 度 ま で	2 , 3 8 2
農地台帳システム保守管理業務	平成 2 8 年 度 か ら 平成 3 1 年 度 ま で	6 4 8
議事録反訳業務	平成 2 8 年 度	5 0 3
一般廃棄物収集運搬業務	平成 2 8 年 度	5 9 , 9 0 6
避難施設指定管理業務	平成 2 8 年 度	1 , 0 4 7
町道松島・磯崎線災害復旧事業	平成 2 8 年 度 か ら 平成 3 1 年 度 ま で	1 , 2 8 0 , 9 0 0

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備事業	千冊 22,500	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。
災害援護資金貸付金	5,900	同 上	同 上	同 上
農業生産基盤整備事業	4,300	同 上	同 上	同 上
観光施設整備事業	13,400	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	32,400	同 上	同 上	同 上
学校教育施設等整備事業	30,900	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	250,400	同 上	同 上	同 上
計	359,800			

松島町国民健康保険特別会計予算

議案第 号

平成27年度松島町国民健康保険特別会計予算

平成27年度松島町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,182,946千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出

松島町長 大橋 健 男

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1 国民健康保険税			335,502
	1 国民健康保険税		335,502
2 使用料及び手数料			140
	1 手数料		140
3 国庫支出金			430,618
	1 国庫負担金		317,103
	2 国庫補助金		113,515
4 療養給付費等交付金			38,359
	1 療養給付費等交付金		38,359
5 前期高齢者交付金			530,070
	1 前期高齢者交付金		530,070
6 県支出金			79,692
	1 県負担金		12,333
	2 県補助金		67,359
7 共同事業交付金			493,267
	1 共同事業交付金		493,267
8 財産収入			108
	1 財産運用収入		108
9 繰入金			273,777
	1 他会計繰入金		147,331
	2 基金繰入金		126,446
10 繰越金			1,000
	1 繰越金		1,000
11 諸収入			413

	1 延滞金、加算金及び過料等	260
	2 町預金利子	1
	3 雑入	152
歳入	合計	2,182,946

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		43,467
	1 総 務 管 理 費	36,273
	2 徴 税 費	6,825
	3 運 営 協 議 会 費	369
2 保 険 給 付 費		1,304,970
	1 療 養 諸 費	1,171,050
	2 高 額 療 養 費	125,236
	3 移 送 費	40
	4 出 産 育 児 諸 費	7,144
	5 葬 祭 諸 費	1,500
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		207,892
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	207,892
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		101
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	101
5 老 人 保 健 拠 出 金		11
	1 老 人 保 健 拠 出 金	11
6 介 護 納 付 金		81,763
	1 介 護 納 付 金	81,763
7 共 同 事 業 拠 出 金		493,268
	1 共 同 事 業 拠 出 金	493,268
8 保 健 事 業 費		15,422
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	14,332
	2 保 健 事 業 費	1,090
9 基 金 積 立 金		24,961

	1 基金積立金	24,961
10 諸支出金		1,091
	1 償還金及び還付加算金	1,090
	2 繰出金	1
11 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	2,182,946

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務	平 成 2 8 年 度	5 7 9 千円

松島町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 号

平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度松島町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208,081千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日提出

松島町長 大橋 健 男

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1 後期高齢者医療保険料			156,423
	1 後期高齢者医療保険料		156,423
2 使用料及び手数料			10
	1 手数料		10
3 繰入金			51,227
	1 他会計繰入金		51,227
4 繰越金			100
	1 繰越金		100
5 諸収入			321
	1 延滞金、加算金及び過料等		1
	2 償還金及び還付加算金		320
歳入	合計		208,081

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		2,960
	1 総 務 管 理 費	2,416
	2 徴 収 費	544
2 後期高齢者医療広域連合納付金		204,300
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	204,300
3 諸 支 出 金		321
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	320
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	208,081

松島町介護保険特別会計予算

議案第 号

平成27年度松島町介護保険特別会計予算

平成27年度松島町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,487,650千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出

松島町長 大橋 健 男

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1 保 險 料			299,045
	1 介 護 保 險 料		299,045
2 使 用 料 及 び 手 数 料			30
	1 手 数 料		30
3 国 庫 支 出 金			324,203
	1 国 庫 負 担 金		242,148
	2 国 庫 補 助 金		82,055
4 支 払 基 金 交 付 金			386,945
	1 支 払 基 金 交 付 金		386,945
5 県 支 出 金			208,478
	1 県 負 担 金		203,220
	2 県 補 助 金		5,257
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		1
6 財 産 収 入			15
	1 財 産 運 用 収 入		15
7 繰 入 金			267,025
	1 他 会 計 繰 入 金		256,885
	2 基 金 繰 入 金		10,140
8 繰 越 金			100
	1 繰 越 金		100
9 諸 収 入			1,809
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等		10
	2 町 預 金 利 子		1
	3 雑 入		1,798
歳 入	合 計		1,487,650

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		82,066
	1 総 務 管 理 費	82,066
2 保 険 給 付 費		1,370,365
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,300,878
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	48,548
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	19,610
	4 介 護 給 付 費 審 査 支 払 手 数 料	1,329
3 地 域 支 援 事 業 費		34,172
	1 介 護 予 防 事 業 費	13,427
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	20,745
4 基 金 積 立 金		16
	1 基 金 積 立 金	16
5 諸 支 出 金		31
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	30
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,487,650

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動車リース	平成28年度から 平成32年度まで	千円 2,286

松島町介護サービス事業特別会計予算

議案第 号

平成27年度松島町介護サービス事業特別会計予算

平成27年度松島町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,718千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日提出

松島町長 大橋 健 男

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		5,716
	1 予防給付費収入	5,716
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 町預金利子	1
歳入	合計	5,718

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		5,400
	1 居宅介護支援事業費	5,400
2 諸支出金		318
	1 償還金	1
	2 繰出金	317
歳出	合計	5,718

松島町観瀾亭等特別会計予算

議案第 号

平成27年度松島町観瀾亭等特別会計予算

平成27年度松島町の観瀾亭等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成27年3月6日提出

松島町長 大橋 健 男

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 観 瀾 亭 収 入		35,143
	1 事 業 収 入	24,373
	2 繰 入 金	10,734
	3 財 産 収 入	36
2 福 浦 橋 収 入		31,547
	1 事 業 収 入	31,546
	2 諸 収 入	1
3 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
4 諸 収 入		2
	1 町 預 金 利 子	1
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	66,792

2 歳出

(単位：千円)

款		項	金	額
1	観 瀾 亭 費			34,745
		1 事 業 管 理 費		34,745
2	福 浦 橋 費			30,990
		1 事 業 管 理 費		30,990
3	公 債 費			557
		1 公 債 費		557
4	予 備 費			500
		1 予 備 費		500
歳 出		合 計		66,792

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ソフトクリーム機器リース	平成 2 8 年 度	千円 2

松島町松島区外区有財産特別会計予算

議案第 号

平成27年度松島町松島区外区有財産特別会計予算

平成27年度松島町の松島区外区有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日提出

松島町長 大橋 健 男

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 松 島 区		898
	1 財 産 収 入	696
	2 繰 入 金	200
	3 繰 越 金	1
	4 町 預 金 利 子	1
2 高 城 区		684
	1 財 産 収 入	3
	2 繰 入 金	680
	3 繰 越 金	1
3 手 樽 区		1
	1 財 産 収 入	1
4 幡 谷 区		1
	1 財 産 収 入	1
5 北 小 泉 区		1
	1 財 産 収 入	1
6 初 原 区		1
	1 財 産 収 入	1
歳 入	合 計	1,586

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 松 島 区		898
	1 財 産 費	898
2 高 城 区		684
	1 財 産 費	684
3 手 樽 区		1
	1 財 産 費	1
4 幡 谷 区		1
	1 財 産 費	1
5 北 小 泉 区		1
	1 財 産 費	1
6 初 原 区		1
	1 財 産 費	1
歳 出	合 計	1,586

松島町下水道事業特別会計予算

議案第 号

平成27年度松島町下水道事業特別会計予算

平成27年度松島町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,432,746千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出

松島町長 大橋 健 男

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		361
	1 負担金	361
2 使用料及び手数料		212,042
	1 使用料	212,000
	2 手数料	42
3 国庫支出金		1,580,459
	1 国庫負担金	1,467,009
	2 国庫補助金	113,450
4 繰入金		2,289,882
	1 他会計繰入金	2,289,882
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		2
	1 町預金利子	1
	2 雑入	1
7 町債		349,000
	1 町債	349,000
歳入	合 計	4,432,746

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1 総務費			226,813
	1 総務管理費		226,813
2 事業費			2,083,710
	1 下水道建設費		2,083,710
3 災害復旧費			1,522,900
	1 公共下水道施設災害復旧費		1,522,900
4 公債費			598,322
	1 公債費		598,322
5 諸支出金			1
	1 繰出金		1
6 予備費			1,000
	1 予備費		1,000
歳出	合計		4,432,746

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 349,000	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	349,000			

松島町水道事業会計予算

議案第 号

平成27年度松島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度松島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	5, 481戸
(2) 年間総給水量	2, 075, 350m ³
(3) 一日平均給水量	5, 670m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 水道事業収益		615, 016千円
第1項 営業収益		603, 411千円
第2項 営業外収益		11, 605千円

支		出
第1款 水道事業費用		594, 901千円
第1項 営業費用		572, 704千円
第2項 営業外費用		17, 196千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		5, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額70, 620千円は、減債積立金取崩額16, 671千円、過年度分損益勘定留保資金53, 949千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款 資本的収入		39, 542千円
第1項 企業債		30, 000千円
第3項 負担金		9, 542千円

支 出	
第1款 資本的支出	1 1 0, 1 6 2千円
第1項 建設改良費	9 3, 4 9 1千円
第2項 企業債償還金	1 6, 6 7 1千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二子屋浄水場整備事業	千円 3 0, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	4. 0%以内 (ただし、利率見直し方法で借り入れられる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1 0 0, 0 0 0千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5 8, 3 6 2千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5, 9 8 4千円と定める。

平成27年3月6日提出

松島町長 大橋 健男